様式第1号（第5条関係）

東松山市社会福祉協議会個人情報保護規程
介護老人保健施設事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

東松山市社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、介護老人保健施設事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

個人情報の種類 （本事業にかかわって取得・利用する個人情報）	**1. 基本情報**―氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号等の利用者に関する基本情報 **2. 介護保険・医療保険情報**―介護保険被保険者証、介護保険負担割合証介護保険負担限度額認定証、健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、障害者手帳、健康手帳、生活保護受給証等 **3. 生活背景情報**―住環境、生活歴等 **4. 生活状況**―介護状況、食事状況等 **5. 心身状況**―麻痺・皮膚疾患等の身体状況、認知症等の精神症状、日常生活動作等 **6. 家族・介護者情報**―氏名、年齢、緊急連絡先（住所、電話、職場等）等 **7. 介護・福祉サービス利用状況**― 利用中の居宅サービス、福祉サービス、介護状況等 **8. 医学的情報**―現病・既往歴、薬剤情報等 **9.その他**―本事業のサービス提供に際し必要な情報
個人情報の利用目的	1. 利用者に提供する介護・医療サービスの為 2. 介護保険請求や利用料金請求に係る事務の為 3. 利用者に係る各関係機関との連携の為 4. 施設運営、教育、研修及び行政命令の遵守の為
個人情報の利用・提供方法	**(1) 施設内部での利用** **○利用者に対する介護・医療サービスの提供に関して** 1. 施設内における介護・医療サービス提供及びサービスの向上の為 ・ ケアプラン、ケース記録、事故報告書等の利用中の記録 ・ 担当者会議、ケースカンファレンス等による情報共有及びサービス内容の検討 ・ 給食業務等の委託先への情報提供 ・ 施設内での行事等の写真及び作品等の掲示 2. 介護保険請求や利用料金請求に係る事務の為 ・ 介護保険の請求に係る事務 ・ 利用料の請求に係る事務（請求書・領収書の発行等） **○当施設の管理運営、教育、研修に関して** ・ 入退所等の利用状況の管理 ・ 施設内における実習、事例研究での利用 ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 ・ 利用者及び施設の安全管理のための利用（面会者名簿等の記入依頼、ベッドネーム、療養室やロッカーのネームプレート等の掲示） **(2)外部への提供** **○利用者に対するサービス提供に係る各関係機関との連携の為** 1. 施設利用前後に係る居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所、介護保険施設、社会福祉施設等のサービス提供内容等の共有、連携の為 ・ サービス担当者会議による情報交換 ・ 退所時サマリー、居宅サービス計画等による書面での情報共有 ・ 電話等による問い合わせ及び照会への回答 2. 施設利用前後に係る医療機関との情報共有、連携の為 ・ 診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合 ・ 診療情報提供書、健康診断書、リハビリ情報提供書等による書面での情報共有

	3. 家族、介護者からの情報収集及び説明の為 ・ 心身状況、利用中の様子に関する説明 ・ ケアプラン等、サービス内容に関する説明、相談等 ・ 在宅での介護方法についての情報収集及び介護に関する助言 ・ 退所時家族指導要綱等による書面での情報提供 **〇介護保険事務に関して** 1. 保険請求に関するシステム事務の委託 2. 審査支払機関(国民健康保険団体連合会)へのレセプトの提出及び照会 3. 保険者(市区町村)からの照会 **〇当施設の管理運営業務のうち** 1. 外部監査機関への情報提供 2. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等 **〇本人からの同意がなくても個人情報を第三者に提供できる場合** 1、 法令に基づく場合 (警察や検察庁から、捜査関係事項の照会があった場合など) 2、 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合 (大規模災害や事故などの緊急時に、情報提供依頼があった場合など) 3、 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成に必要な場合 (地域のがん登録事業において、診療情報の提供依頼があった場合など) 4、 国の機関などに協力する場合 (税務署などから、任意の顧客情報の提供依頼があった場合など)
その他の情報	上記のうち、同意しがたい事項がある場合には、その旨を個人情報保護担当者までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。 また、これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等をすることができます。
個人情報保護担当者	入 所 事 業　　篠 田 真 一　　0493－21－5556
本事業における苦情対応担当者	次長　　澤 井 太 二 郎　　0493－23－1251(市民福祉センター) 0493－21－5556(総合福祉エリア)